

「三重県環境基本計画」の進捗状況

令和8年8月4日
環境生活部 環境生活総務課

環境基本計画の概要：2030年度のめざすべき姿

「スマート（SMART）社会みえ」の実現

（環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会）



I 低炭素社会

II 循環型社会

III 自然共生社会

IV 生活環境保全が
確保された社会

Sustainability(持続可能性、「環境、経済、社会の統合的向上」)

Multiplication(= Innovation) (“掛け算”の発想に基づいたイノベーション)
ulti-benefit approach(複数の課題の同時解決をめざしたアプローチ)

Active Citizen(アクティブ・シチズン)、**A**utonomy(自律性)、
gility(時勢に遅れない、また時勢を先取りした対応の迅速性、機敏性)

Resilience(レジリエンス、強靱性)

Transformation(目標の実現に向けた変革)

「三重県サステナビリティレポート」の構成

【令和8年度 年次報告書（三重県サステナビリティレポート）の構成】

【総説】

- ・サスレポの位置づけ等
- ・環境を取り巻く情勢
- ・三重県の動向
- ・環境施策の概要（方向性等）
 - （1）三重県環境基本条例
 - （2）三重県環境基本計画

【三重県環境基本計画の各施策の取組】

1. 低炭素社会の構築

- （1）環境基本計画の施策目標
- （2）前年度の取組概要と成果等
- （3）現年度以降の取組方向

2. 循環型社会の構築

- （1）環境基本計画の施策目標
- （2）前年度の取組概要と成果等
- （3）現年度以降の取組方向

3. 自然共生社会の構築

- （1）環境基本計画の施策目標
- （2）前年度の取組概要と成果等
- （3）現年度以降の取組方向

4. 生活環境保全の確保

- （1）環境基本計画の施策目標
- （2）前年度の取組概要と成果等
- （3）現年度以降の取組方向

5. 共通基盤施策

- （1）環境基本計画の施策目標
- （2）前年度の取組概要と成果等
- （3）現年度以降の取組方向

【参考資料】

- ・ マネジメント指標

【コラム】

- ・ 具体的な取組事例等を記載

2

コラム案

【コラム案（令和8年度版）】

I 低炭素社会の構築

- ① みえデコ活学習デジタルコンテンツ「みえデコビルダーズ」を制作
- ② 県有施設の温室効果ガス排出削減取組
～ゼロカーボンドライブ・PPAを活用した太陽光発電設備の導入～

II 循環型社会の構築

- ① もったいないを、ありがとうへ！フードドライブ
- ② 災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練in志摩市阿児アリーナ
- ③ 不法投棄等をさせない地域づくり～全国豊かな海づくり大会を契機に～

III 自然共生社会の構築

- ① 「第44回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～」の開催
- ② 伊勢志摩国立公園指定80周年に向けた取組

IV 生活環境保全の確保

- ① 災害時における石綿の飛散・ばく露防止に向けた取組
- ② 土砂条例と盛土規制法による環境保全
- ③ 伊勢湾に流入する河川の水質特性と負荷量に関する調査

3

令和7年度の主な取組

4

施策Ⅰ 低炭素社会の構築 関連

温室効果ガスの削減

Mission ZERO
2050 Mie

みえ デコ活!

- 三重県地球温暖化対策総合計画において、
国を上回る削減目標を設定し、各種取組を実施

区域施策

削減目標:47%削減

〔国の削減目標:46%〕

【主な取組】

- みえデコ活の取組推進
- 省エネ家電の利用促進
- 太陽光発電設備の導入促進
- 事業者の自主的な取組の促進 など



みえデコ活レンジャー

県庁の取組(事務事業)

削減目標:52%削減

〔国の削減目標:50%〕

【主な取組】

- 自家消費型太陽光発電設備の導入
- ゼロカーボンドライブの推進 など



※削減目標:2030年度における2013年度比での温室効果ガス削減量

※別途、資料Ⅰ－2で説明

5

施策Ⅱ 循環型社会の構築 関連

循環型社会形成推進計画の策定

- 令和8年度から令和12年度までを計画期間とする、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」及び食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」として策定

みんなで築く安全・安心な三重の循環型社会
～循環経済への移行によるより良い暮らしをめざして～

【取組方向1:資源循環の前提となる安全・安心の確保】

- 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保
不法投棄等をさせない地域づくり 等
- 不法投棄等防止対策と適正処理の推進
効率的・効果的な監視の実施と、建設系廃棄物対策に向けた
排出事業者等の意識向上に資する取組 等



フードドライブ

【取組方向2:地域課題の解決に資する循環資源の利用促進】

- 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進
フードドライブの展開 等

【取組方向3:持続可能な廃棄物処理体制の確保】

- 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実
災害廃棄物実地訓練の実施 等

訓練の実施状況



※別途、資料Ⅰ－3、Ⅰ－4で説明

6

施策Ⅲ 自然共生社会の構築 関連

生物多様性の保全

- 「みえ生物多様性パートナーシップ協定」締結の推進
- 「三重県レッドデータブック2025」の発刊
- 「みえ生物多様性推進プラン(第4期)」の推進 など



【第44回全国豊かな海づくり大会の開催】

森林等の公益的機能の維持確保

- 森林計画制度の円滑な執行
- 持続可能な森林整備の推進
- 藻場・干潟の保全・再生
- 全国豊かな海づくり大会の開催 など

※別途、資料Ⅰ－5で説明

7

施策Ⅳ 生活環境保全の保全 関連

【伊勢湾の再生】

きれいで豊かな海の実現

- 「きれいで豊かな海」の実現に向け、「**第9次水質総量削減計画**」に基づき取組を推進
(下水処理場の栄養塩類管理運転、藻場・干潟の保全・再生 など)
⇒ 現在、「**第10次水質総量削減(総量管理)計画**」の策定に向けて検討中(三重県環境審議会 水質部会)
- 閉鎖性海域の環境に影響を与える様々な要因について基礎的な調査・研究の実施
- 「三重県海岸漂着物対策推進計画」や「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、海岸漂着物の回収・処理の取組や、一斉清掃等の広域的な発生抑制対策を推進



【大気環境の保全】

災害時におけるアスベスト飛散防止対策

- 災害時においてもアスベストの飛散による健康被害を防止するため、「三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル」を策定(R8.1)

※別途、資料1－6で説明



【津波で露出した石綿含有吹付け材(環境省)】⁸



Mission
2050 Mie



脱炭素社会の実現に向けた三重県の実践

令和8年8月4日

環境生活部 環境共生局 地球温暖化対策課

脱炭素宣言、三重県地球温暖化対策総合計画

脱炭素宣言(令和元年12月)



三重県では、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言

三重県地球温暖化対策総合計画(令和3年3月策定、令和5年3月改定)

基本的な方向

- ① 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、気候変動対策の両輪として施策を推進します
- ② SDGsの観点をつまえた環境、経済、社会の統合的向上をめざします
- ③ さまざまな主体との協創を重視します
- ④ 新型コロナウイルス危機からの復興を気候変動対策とともに進めます

計画期間

2021年度から2030年度までの10年間

2030年に三重県がめざす姿:

県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会

県域の温室効果ガス削減に向けた取組

■県有施設の温室効果ガス排出削減取組



県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減のため、津庁舎、桑名庁舎及び斎宮歴史博物館へPPA(電力購入契約)を活用した太陽光発電設備の導入を進めるとともに、松阪庁舎へ電気自動車の導入に併せて太陽光発電付きカーポート(ソーラーカーポート)を整備し、太陽光発電の電力を活用するゼロカーボンドライブ(走行時のCO₂排出量がゼロの運転)を推進。

■学習デジタルコンテンツ「みえデコビルダーズ」の制作



幅広い世代が楽しく学習できるデジタルコンテンツ「みえデコビルダーズ」を制作。
脱炭素社会をテーマとして、三重県を舞台にエコタウンを築く環境経営シミュレーション。

2

県域の温室効果ガス削減に向けた取組(省エネ家電)

みえ 省エネ家電 購入応援キャンペーン

三重県民のみなさま限定!

Mission ZERO 2050

省エネ家電購入でキャッシュレスポイントをプレゼント!

購入対象期間	申請受付期間
2022年 12月1日(木)～2月28日(火)	2022年 12月22日(木)～3月7日(火)

対象品目: エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、LED照明器具、電気温水機器(エコキュート)

ポイント交付額:

- 合計 15万円以上の購入: 3万円分のポイント交付
- 合計 10万円以上15万円未満の購入: 2万円分のポイント交付
- 合計 5万円以上10万円未満の購入: 1万円分のポイント交付

※申請はおひとり様1回限りです。※必ずお読みください。

省エネ家電購入でキャッシュレスポイントをプレゼント!

みえデコ活! 省エネ家電 購入応援 キャンペーン

三重県民のみなさま限定!

今が買い換えるチャンス!

申請受付期間	購入対象期間
4月5日(金)～9月16日(月・祝)	3月28日(木)～8月31日(土)

対象品目: エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、LED照明器具、電気温水機器(エコキュート)

ポイント交付額:

- 合計 15万円以上の購入: 3万円分のポイント交付
- 合計 10万円以上15万円未満の購入: 2万円分のポイント交付
- 合計 5万円以上10万円未満の購入: 1万円分のポイント交付

※申請はおひとり様1回限りです。※必ずお読みください。

みえデコ活! 省エネ家電 購入応援 キャンペーン

三重県民のみなさま限定!

未来と家計に優しい選択 省エネ家電ではじめるデコ活アクション!

延長となりました!

購入対象期間	申請受付期間
8月1日(金)～12月15日(日) → 12月31日(火)	8月15日(金)～12月26日(金) → 1月6日(火)

対象品目: エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、LED照明器具、エコキュート

統一省エネラベルって?

省エネ性能: 5段階評価(★1～★5)

ポイント交付額:

- 合計 15万円以上の購入: 3万円分のポイント交付
- 合計 10万円以上15万円未満の購入: 2万円分のポイント交付
- 合計 5万円以上10万円未満の購入: 1万円分のポイント交付

※申請はおひとり様1回限りです。※必ずお読みください。

【第一弾(R4年度)の実績】

総申請数: 14,352件
購入された省エネ家電の数: 15,180台
キャンペーンによるCO₂排出削減効果: **約2,000 t-CO₂/年**

【第二弾(R6年度)の実績】

総申請数: 15,094件
購入された省エネ家電の数: 15,525台
キャンペーンによるCO₂排出削減効果: **約1,900 t-CO₂/年**

【第三弾(R7年度)の実績】

総申請数: 14,320件
購入された省エネ家電の数: 16,373台
キャンペーンによるCO₂排出削減効果: **約1,714 t-CO₂/年**

3

県域の温室効果ガス削減に向けた取組(共同購入)

みんなの
おうちに
太陽光

みえ デコ活!

三重県

住宅用・事業用 10kW未満

太陽光パネル 蓄電池

つくる、ためる、つかう。
共同購入で賢く導入、家計を助けるエコライフ。

131,000円
2006年1月開始

2026年 12/17 まで

みんなのおうちに太陽光で、価格と安心のバランスを!

スケールメリットを活かした
おトクな価格

事務局による厳格な審査で
製品・施工の品質確保

共同購入のおトクな割引率で購入いただけます

市場価格	太陽光パネル共同購入価格
約157万円	約120万円 23.6%OFF

太陽光パネル5kWの一例。太陽光パネル・蓄電池の設置や設置条件により価格や割引率は変動します。価格は税込金額です。昨今の社会情勢等の影響による太陽光パネル価格の急激な高騰は、事前の予告なく価格の調整を中止する場合がございます。

太陽光発電設備及び蓄電池の補助金を活用できる場合があります
補助金には交付要件があります。詳しくは下記URLからご確認ください
<https://www.pref.mie.lg.jp/EARTH/HP/m0056200187.htm>

三重県民の皆さまへ
三重県では、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざして、さまざまな取組を進めています。
本事業は、共同購入によるスケールメリットを活かし、県民の皆さまが太陽光パネル等をよりお得にご購入いただける仕組みです。
温室効果ガス削減のため、環境にやさしい電気の導入をご自宅や事務所などでご確認ください。

三重県 環境生活部 環境共生局 地球温暖化対策課

太陽光発電設備等の共同購入事業

- ・太陽光発電設備等の購入を希望する県民等を募集し、一括発注によるスケールメリットを活かし、価格低減を行い、太陽光発電設備等の普及拡大を図る。
- ・対象は住宅用・事業者用の太陽光発電設備等(10kW未満)

【令和7年度の実績】

参加登録者数:1,163世帯

契約者数:86世帯

共同購入事業による

CO₂排出削減効果:

約159 t-CO₂/年

4

県域の温室効果ガス削減に向けた取組(事業者・個人向け補助)

事務所又は事業所の屋根等に太陽光発電設備等を設置する事業者の皆様へ

令和8年度 三重県 みえ デコ活!

太陽光発電設備等設置費
(事業者向け)

補助金申請のご案内

申請受付期間 **5月28日~11月6日(必着)**

※ 補助申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。(先着順)

太陽光発電設備	蓄電池
5万円/kW 【補助対象】 太陽電池モジュール、 パワーコンディショナー、 架台、その他付属機器の 設置工事に係る費用	20kWh以下 5.1万円/kWh 20kWh超 6.3万円/kWh 【補助対象】 蓄電池、パワーコンディショナー その他付属機器の設置工事に係る費用

詳細は補助金交付要綱等を
ご確認ください

三重県地球温暖化防止活動推進センター

お問い合わせ及び申請書類提出先
提出先: 〒510-0304 津市河荘町上野3258番地 三重県環境保全事業団
三重県地球温暖化防止活動推進センター
問合せ: ☎ 059-245-7517(平日9時から16時)

太陽光発電設備等設置費補助(事業者向け)

太陽光発電設備:5万円/kW(200kWまで)
蓄電池:蓄電池価格の1/3(200kWhまで)

【事業者向け令和7年度実績】

19件(太陽光発電設備19件、蓄電池2件)

令和7年度事業者向け補助による

CO₂排出削減効果:

約1,263t-CO₂/年

太陽光発電設備等設置費補助(個人向け)

太陽光発電設備:7万円/kW(2~10kWまで)
蓄電池:蓄電池価格の1/3(2~10kWhまで)

※市町により異なる

【個人向け令和7年度実績】

補助事業者23市町

165件(太陽光発電設備165件、蓄電池152件)

令和7年度個人向け補助による

CO₂排出削減効果:

約448t-CO₂/年

令和8年度予定 補助事業者25市町

5

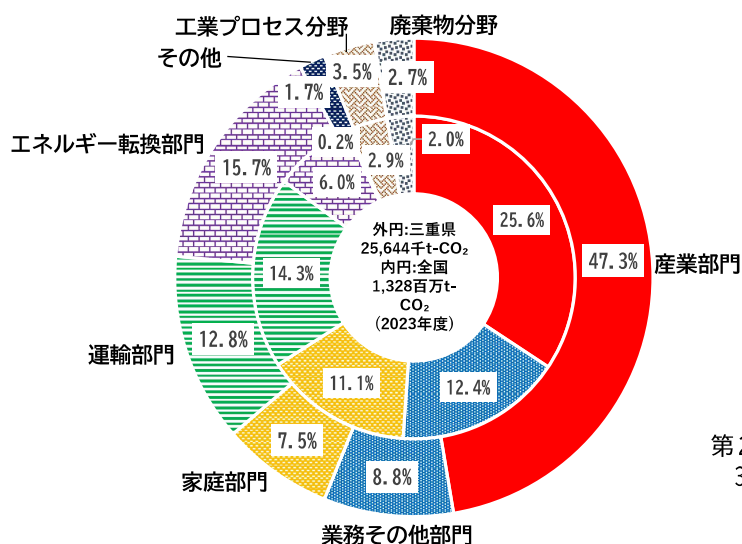
県域の温室効果ガス削減に向けた取組(事業者への取組)

三重県地球温暖化対策推進条例に基づき「地球温暖化対策計画書」(3年ごと)及び「実施状況報告書」(毎年)を県に提出している対象工場等にヒアリング調査を実施し、取組状況の確認や国補助制度等の情報提供、助言を行うことで、事業者の自主的な取組を促進

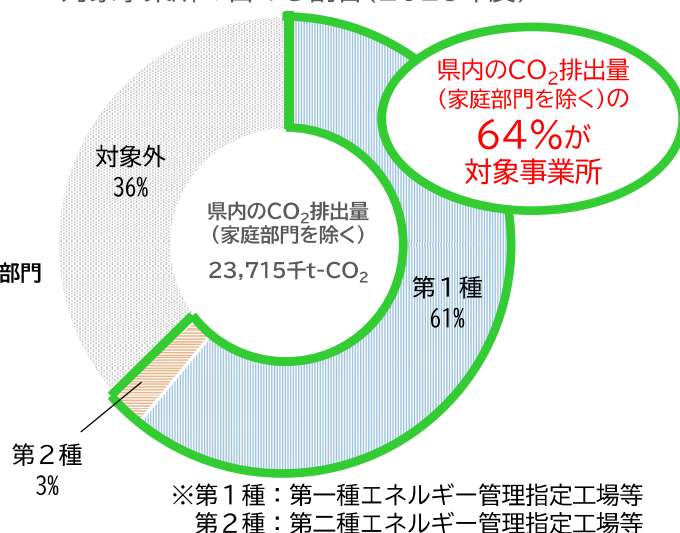
年度	訪問数	うち第1種	うち第2種
令和5年度	109	82	27
令和6年度	97	4	93
令和7年度	52	46	6

※条例の対象工場等：341工場等(内訳 第1種 192、第2種 149)(令和7年度末)

二酸化炭素排出量の部門別構成比(2023年度)



県内の二酸化炭素排出量(家庭部門を除く)のうち対象事業所の占める割合(2023年度)



6

環境教育・環境学習の推進

三重県環境学習情報センター



学校等の見学・実験・工作等を通じて環境や自然に対する意識を高め、地域の活動につなげるための各種講座、地域リーダー養成講座を開催

三重県地球温暖化防止活動推進センター



「三重県地球温暖化活動推進員」が実施する出前講座等の普及啓発活動の支援やイベント「みえ環境フェア」を開催

三重県気候変動適応センター



気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理及び分析を行い、ウェブサイト等で情報発信、普及啓発

7

新たな「循環型社会形成推進計画」と取組事例

令和8年8月4日

環境生活部 環境共生局 資源循環推進課

説明内容

- 1 新たな「三重県循環型社会形成推進計画」
- 2 取組事例
 - (1) フードドライブ
 - (2) 災害廃棄物処理体制の強化・充実

1 新たな「三重県循環型社会形成推進計画」

計画の基本的な考え方（計画の策定趣旨等）

○策定趣旨

- これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢をふまえ、新たな計画を策定。
- 資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている「**循環経済への移行**」を見据え、**廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進。**

○計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「**都道府県廃棄物処理計画**」及び食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「**食品ロス削減推進計画**」に位置づけ。

○計画の対象期間

2050年カーボンニュートラルを見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応しつつ、「三重県環境基本計画」の目標である令和12（2030）年度までにめざす「スマート社会みえ」の実現に向け、循環型社会の構築という課題に対応するため、**対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間。**

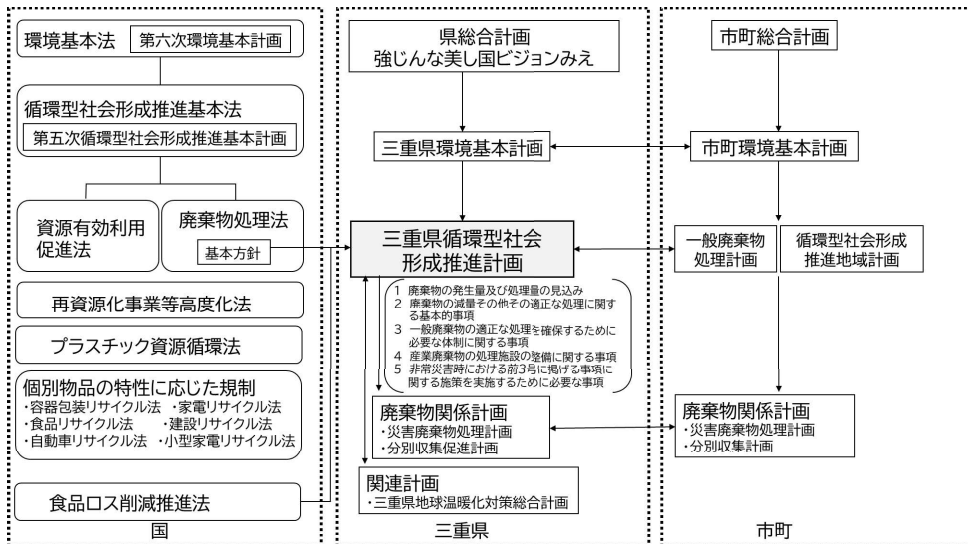


図 計画の位置づけ

3

1 新たな「三重県循環型社会形成推進計画」

計画の基本的な考え方（基本理念）

みんなで築く安全・安心な三重の循環型社会
～循環経済への移行によるより良い暮らしをめざして～

取組み方向と施策、計画の目標

施策		主な取組		目標（ 現状値 → 令和12年度の目標値 ）				
取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保								
施策1－1 循環資源のライフサイクル での安全・安心の確保		○ 排出事業者責任の徹底 ○ 各種リサイクル法に基づく取組の促進 ○ 再生資源の適切な循環利用の促進 ○ リチウム蓄電池等の処理困難物の適正 処理の推進		○ 不適正ヤード対応 ○ P C B 廃棄物の適正処理の推進 ○ 最終処分場周辺環境整備事業 ○ 海洋ごみ対策の推進 ○ 適正処理に向けた市町への支援等			現状値	R12年度（目標値）
						優良認定処理業者への委託率	50.7 % (R5年度)	70.0 %
施策1－2 優良な事業者・処理業者の 育成		○ 事業者への適正処理に向けた指導等 ○ 電子マニフェストの利用促進 ○ 優良認定処理業者の育成					現状値	R12年度（目標値）
						優良産廃処理業者認定制度により 認定された事業者数	517事業者 (R6年度)	670事業者
施策1－3 不法投棄等の不適正処理事 業への対応		○ 産業廃棄物処理の監視・指導 ○ 建設系廃棄物対策		○ 不法投棄等の防止に向けた取組の推進 ○ 環境修復事業後の取組			現状値	R12年度（目標値）
						不法投棄事業1件あたりの確認数 量（直近5年間平均）	15 トン (R6年度)	10 トン未満

4

取組み方向と施策、計画の目標

施策	主な取組	目標（現状値 → 令和12年度の目標値）									
取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進											
施策2-1 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進	- 産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援 - プラスチック資源循環の高度化 - 新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進 - 不適正ヤード対応（再掲） - 廃棄物等のリサイクル技術の研究開発 - 認定リサイクル製品の普及・利用拡大 - 環境に配慮した製品の生産・利用促進 - 一般廃棄物の3Rの促進 - ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進 - 高度なりサイクルシステムの促進 - 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進 - 資源のスマートな利用の促進 - 多量排出事業者による取組の促進 - 各種リサイクル法に基づく取組の促進（再掲） - 食品ロスの削減	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）</td><td>—</td><td>45 件</td></tr> <tr> <td>②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数</td><td>15 市町（R7年度）</td><td>29 市町</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）	—	45 件	②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15 市町（R7年度）	29 市町
	現状値	R12年度（目標値）									
①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）	—	45 件									
②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15 市町（R7年度）	29 市町									
施策2-2 動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進	- 事業者と連携した取組の推進 - プラスチック資源循環の高度化（再掲） - 新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進（再掲） - 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり - 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進（再掲）	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）</td><td>—</td><td>50 事業者</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）	—	50 事業者			
	現状値	R12年度（目標値）									
事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）	—	50 事業者									
施策2-3 地域のコーディネーター	- 事業者と連携した取組の推進（再掲） - 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保 - We b等を活用した情報発信 - 関係機関との連携による啓発活動 - 廃棄物の適正な処理の推進等に係る取組に対する顕彰制度	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）</td><td>—</td><td>1,550 人</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）	—	1,550 人			
	現状値	R12年度（目標値）									
資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）	—	1,550 人									

取組み方向と施策、計画の目標

施策	主な取組	目標（現状値 → 令和12年度の目標値）						
取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保								
施策3-1 廃棄物処理体制の強じん化	- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化 - 適正処理に向けた市町への支援等（再掲） - ポストRDFに向けた支援等 - 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実 - 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保（再掲）	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定</td><td>—</td><td>策定済み</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	—	策定済み
	現状値	R12年度（目標値）						
ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	—	策定済み						
施策3-2 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実	- 災害廃棄物の処理体制の強化 - 災害廃棄物処理を担う人材の育成 - 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実（再掲）	<table> <tr> <th></th><th>現状値</th><th>R12年度（目標値）</th></tr> <tr> <td>災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数</td><td>21 機関（R6年度）</td><td>41 機関</td></tr> </table>		現状値	R12年度（目標値）	災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	21 機関（R6年度）	41 機関
	現状値	R12年度（目標値）						
災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	21 機関（R6年度）	41 機関						

モニタリング指標

モニタリング指標	現状値（令和5年度実績）	令和12年度の見込み	指標の説明
1人1日あたりのごみ排出量	892g/人・日	862g/人・日	ごみ排出量/（計画収集人口×日数）※災害廃棄物の量を除く
一般廃棄物の資源化率	19.5%	19.7%	資源化量（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/ごみ排出量
一般廃棄物の最終処分量	16千トン	15千トン	最終処分量
産業廃棄物の排出量	8,214千トン	7,968千トン	県内から排出される産業廃棄物の量（排出量－有償物量）
産業廃棄物の再生利用率	40.1%	42.0%	県内から排出される産業廃棄物から再生利用された割合
産業廃棄物の最終処分量	222千トン	219千トン	県内から排出される産業廃棄物から最終処分された量
食品ロス量削減率	家庭系43.4%減 事業系6.6%減	家庭系50%減 事業系15%減	令和2年度実績比の食品ロス量削減率

2 取組事例（1）フードドライブ

フードドライブの開催

食品ロス削減及び生活困窮者支援を目的として、県庁内及び環境イベントにおいてフードドライブを開催



県庁内フードドライブ
令和7年12月8日～12日



みえ環境フェア2025
令和7年12月14日



フードドライブ実施結果

実施場所	数量	重量
県庁	289点	47kg
みえ環境フェア2025	443点	201kg



集まった食品



社会福祉協議会等に提供

※フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている子ども食堂や福祉施設等に寄付する活動のことです。

7

2 取組事例（2）災害廃棄物処理体制の強化・充実

災害時の廃棄物処理体制の強化・充実

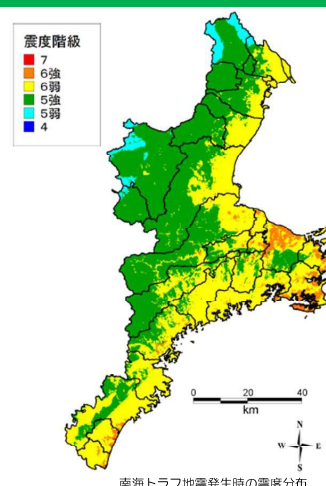
【現状】

- ・南海トラフ地震発生の発生確率が高い状況に直面
(R6.1：能登半島地震、R6.8：南海トラフ地震臨時情報)
- ・三重県災害廃棄物処理計画
(2015年3月策定、2020年3月改定)



【三重県の取組】

- ①災害廃棄物の処理体制の整備
県、市町、協定締結民間事業者等、関係機関の連携強化
- ②災害廃棄物処理を担う人材の育成
図上演習や実地訓練を実施し、県や市町職員から災害廃棄物処理に精通した人材を育成



8

①災害廃棄物の処理体制の整備

- ・三重県災害廃棄物処理計画
東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や経験をふまえ、実効性が高く、災害廃棄物処理が円滑に進むよう計画を策定
- ・市町災害廃棄物処理計画策定の支援
平成29年度までに県内全ての市町が市町災害廃棄物処理計画を策定
- ・災害廃棄物処理連絡会
県、市町や協定締結団体等の各主体間の情報共有と信頼関係の醸成を実施



9

②災害廃棄物処理に精通した人材の育成

- ・人材養成講座（H28～）
県市町職員、民間事業者団体等を対象に、セミナー、研修会及び図上演習を実施
- 【セミナー、研修会】
災害廃棄物処理を担当した自治体職員等による災害廃棄物対策の経験を紹介
仮置場の設置・運営や公費解体等に関する研修会を実施
- 【図上演習】
実施発災時の対応力向上に向け、県計画や業務手順書、関係機関との協定が機能
するよう、発災から2～3週間後を想定した図上演習を実施
- 【実地訓練】
志摩市において、南海トラフ地震の津波被害を想定した仮置場の設置・運営に係る
実地訓練を実施（R5、6：風水害想定、R7：南海トラフ地震の津波被害想定）



セミナー



図上演習



実地訓練

10

不法投棄等をさせない地域づくり ～全国豊かな海づくり大会を契機に～

令和8年8月4日
環境生活部 環境共生局 廃棄物対策課

不法投棄等をさせない地域づくり～全国豊かな海づくり大会を契機に～

【背景】

三重県は南北に長く、多様な地形を有しているため、山間部や海岸部等の管理が行き届きにくく、不法投棄等が発生しやすい状況にある



発生した不法投棄等事案において、行為者等が不明の場合、土地所有者に廃棄物の撤去や適切な土地管理を要請しても、廃棄物撤去の主体がないため、撤去が進まず、長期間放置された状態になりやすい



長期間放置された廃棄物により、新たな不法投棄等を誘発し、周辺環境等の悪化するおそれがある

不法投棄等をさせない地域づくり～全国豊かな海づくり大会を契機に～

【目的】

行為者不明等のため是正がなされず**長期間放置されている不法投棄等事案**をモデル的に、地域住民及び地元自治体等と連携し、不法投棄防止の啓発活動や廃棄物等の撤去を行うことで、**地域全体で不法投棄をさせない地域づくり**を進める

【経緯】

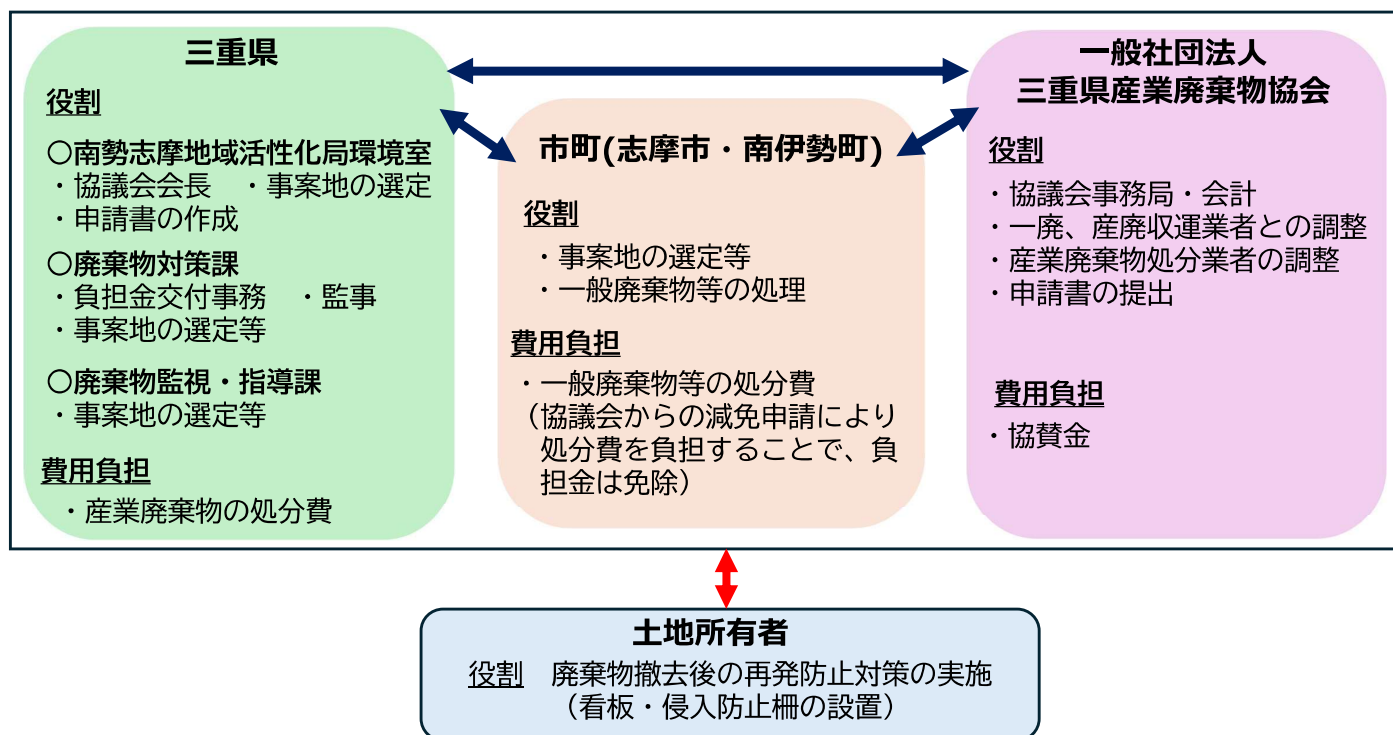
＜令和7年11月9日＞三重県内で**第44回全国豊かな海づくり大会**が開催

大会に向け、大会メイン会場である**志摩市・南伊勢町**では、**地域住民や関係団体**による**清掃活動**が実施されるなど、**地域の環境保全に対する意識が高まっていた**。

大会を契機に地域住民や地元自治体等と連携し、「不法投棄等防止のための地域づくり支援事業（不法投棄をさせない地域づくり）」を実施

不法投棄等をさせない地域づくり～全国豊かな海づくり大会を契機に～

【協議会の設立】 三重県不法投棄等防止のための地域づくり協議会



- ・ 各地域の不法投棄等に関する**課題を共有**し、それぞれが**主体的に事業を進める仕組み**が必須
- ・ 行為者不明等の産業廃棄物等の撤去、再発防止対策を実施
- ・ 事業の費用負担割合は事案ごとに検討

不法投棄等をさせない地域づくり～全国豊かな海づくり大会を契機に～

【事業対象地】

大会のメイン会場である志摩市、南伊勢町において事業対象地を選定



★ 海づくり大会会場（サテライト会場含む）

- 事業実施場所
- ① 志摩市 阿児町立神事案
 - ② 南伊勢町 宿浦事案
 - ③ 志摩市 浜島町南張事案
 - ④ 南伊勢町 東宮事案

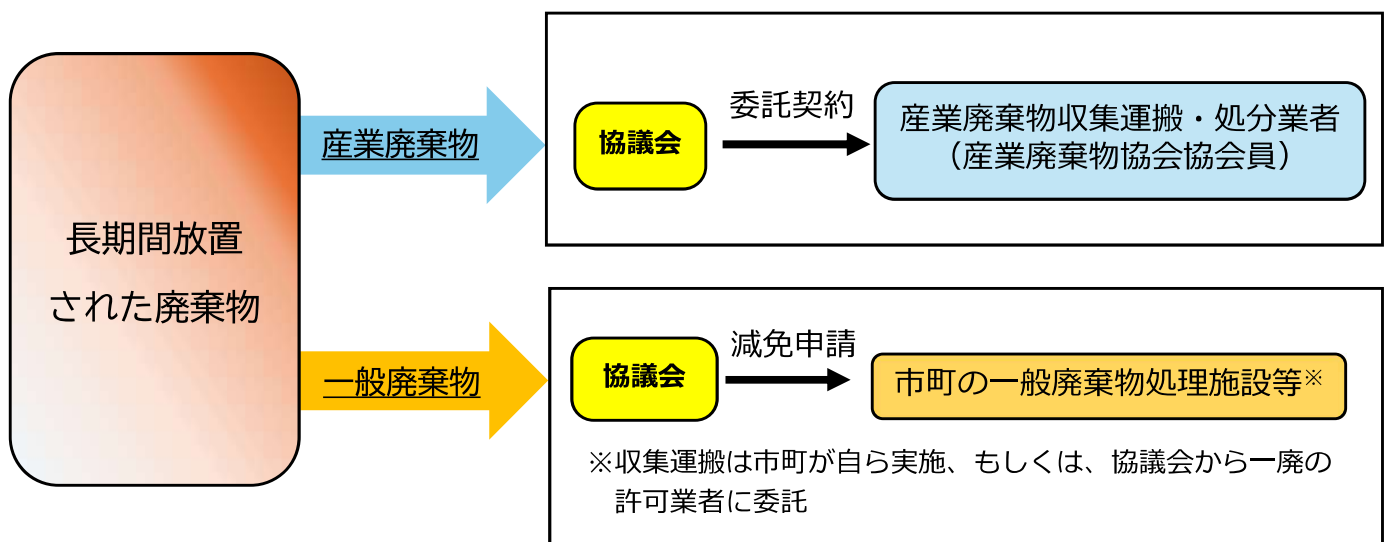


志摩市2事案、南伊勢町2事案において、事業を実施

不法投棄等をさせない地域づくり～全国豊かな海づくり大会を契機に～

【事業モデル】

・ 不法投棄廃棄物の撤去



・ 再発防止策

廃棄物撤去後は、土地所有者等により廃棄物の撤去後に看板・侵入防止柵等を設置

不法投棄等をさせない地域づくり～全国豊かな海づくり大会を契機に～

【令和7年度における事業】（令和7年9～10月）

①志摩市 阿児町立神事業



③志摩市 浜島町南張事業



②南伊勢町 宿浦事業



④南伊勢町 東宮事業



- ・ 地域住民を含めた多様な主体が連携し、4事業合計で約32tの廃棄物を撤去
- ・ 廃棄物の撤去後は再発防止策として、不法投棄防止看板や侵入防止の柵等を設置し、今後も監視パトロール等により不法投棄等が再発していないか継続的に確認

不法投棄等をさせない地域づくり～全国豊かな海づくり大会を契機に～

【事業による効果】

関係者が個々では対応に苦慮する案件に協力して取組を実施

- ・ 県及び市町：監視対象の廃棄物の撤去
- ・ 地域住民：景観の改善
- ・ 土地所有者：不法投棄拡大の懸念の軽減



- 不法投棄をさせない地域づくり
- 関係者間の協力体制の強化

【今後の取組】

三重県内の他地域への展開も視野に入れて、継続的な実施を検討



- ・ 令和8年度以降も事業を実施予定

第44回全国豊かな海づくり大会 の開催



令和8年8月4日
農林水産部 水産資源課



豊け殖ごう 育あふれる 海い海
第44回 全国 豊かな海づくり大会
～美し国みえ大会～

第44回全国豊かな海づくり大会の開催について

<全国豊かな海づくり大会とは>

魚食国である日本の食卓に、安全で美味しい水産食料を届けるため、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えけるとともに、漁業の振興と発展を図ることを目的として、毎年全国各地で開催

- ・ 天皇皇后両陛下御臨席のもと、
令和7年度に、美し国みえ大会を開催
- ・ 昭和59年の第4回大会以来、
41年ぶり2度目となった今大会について
ご紹介



大会マスコットキャラクター
とこまる

<大会の概要>

名称 第44回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～

開催日時 令和7年11月9日

開催場所 志摩市、南伊勢町

テーマ 「受け継ごう 命あふれる 清い海」

参加者数 14,324人(関連行事含む)

- ・当日は、式典行事、海上歓迎・放流行事に加えて、県民が参加可能な関連行事を県内各地で同時開催
- ・開催に先立ち、気運醸成イベントや、作品コンクール等を県内各地で実施



リレー放流

(大会当日までに52回実施、245万尾を放流)



海づくりフェスタ

(令和7年5月31日、南伊勢町)



作品コンクール

(作文、絵画、習字 応募総数4,082点)

<式典行事の概要>

場所 志摩市阿児アリーナ

参加者 790名

主な内容

・プロローグ	・大会旗入場	・天皇陛下のおことば
・功績団体表彰	・最優秀作文の発表	・稚魚等のお手渡し
・海づくりメッセージ	・大会決議	・作品コンクール表彰
・エピローグ		

- ・海づくりメッセージでは、県内漁業者等が、豊かな海づくりを次世代に引き継いでいく決意を力強く宣言
- ・大会決議では、海洋環境の変化に対応し、豊かな海を守り育てることを採択



海づくりメッセージ



最優秀作文の発表



稚魚等のお手渡し

<海上歓迎・放流行事の概要>

場所 宿田曾漁港(南伊勢町)

参加者 334名

主な内容 ・海上歓迎パレード ・稚魚放流

- ・色とりどりの大漁旗を掲げた漁船が参加者を歓迎する中、漁船等による海上歓迎パレードを行うとともに、三重県の漁法を紹介
- ・児童による「海を大切にすること、それは海の資源を守ること、私たちは豊かな海を未来へつなげます」の合図で、イセエビの稚エビとマダイの稚魚を放流



17隻の漁船等による海上歓迎パレード



放流合図を送る児童



大漁旗を掲げた47隻の漁船



稚魚放流

<関連行事の概要>

場所 県内5会場

- ・桑名港(桑名市)
- ・志摩市ともやま公園
- ・尾鷲魚市場(尾鷲市)
- ・白塚漁港(津市)
- ・奈屋浦漁港(南伊勢町)

参加者 延べ13,200名(主催者発表)

主な内容 ・式典行事、海上歓迎・放流行事の映像をライブ中継
・子ども向けの工作体験、トークショーやコンサート 等

- ・志摩市ともやま公園では、次回開催県である大阪府によるPRや水産庁による「さかなの日」のPR、海と渚環境美化・油濁対策機構による漁網リサイクルの紹介など、関係団体も参加



海藻おしば体験



トークショー



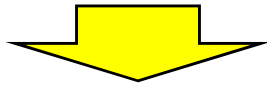
稚貝の放流

<大会の成果と今後の展望>

成果

今大会の成功による

漁業関係者をはじめとする県民の豊かな海づくりに対する機運の高まり



今後の展望

- ・藻場の再生
- ・気候変動への対応に向けた養殖品種・技術の開発
- ・海女漁業・真珠養殖業の世界農業遺産認定

など、豊かな海の次世代への承継に向けた取組をより一層力強く推進



加えて、

これら県が取り組む水産振興施策などを広く県民に分かりやすく伝える
新たな水産ビジョンの策定を進める

災害時における 石綿の飛散・ばく露防止に向けた取組

令和8年8月4日
環境生活部 環境共生局 大気・水環境課

1

1. 背景・目的

- 石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきた。
- 吸引することにより、肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため、日本では現在製造・使用等が禁止されているが、**過去に使用されたものの多くは建築物等に残存。**
- 地震や洪水等の災害時には、建築物等が被災し、**復旧時にはそれらの建築物の解体・補修等の実施が想定**される。



吹付け石綿



石綿含有断熱材、保温材、
耐火被覆材



その他の石綿含有建材
(成形板等)

※出典：目で見えるアスベスト建材（第2版、国土交通省）

1. 背景・目的

災害時には…

- 石綿含有建材を使用している建築物等の倒壊・損壊に伴う**石綿の飛散・ばく露のおそれ**。
- 多数の被災建築物の解体等や大量の廃棄物処理が、**適切な飛散防止措置が講じられずに行われる場合**には、平常時以上に石綿の飛散・ばく露の可能性が高まる。



令和2年 大気汚染防止法改正

国及び地方公共団体は連携して平時からの建築物等における石綿使用有無の把握に向けた取組を促進
(18条の24、25)



津波で露出した石綿含有吹付け材（環境省）



地震で破損した石綿含有成形板（環境省）

3

2. 国のこれまでの対応

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時における石綿建築物の解体及び廃棄物の処理において石綿の飛散防止を図ることを目的に、「**災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル**」を策定(平成19年8月)。

【改訂状況】

- 平成29年9月 東日本大震災や平成28年熊本地震の経験を踏まえ改訂
- 令和5年4月 令和2年の大気汚染防止法改正を踏まえ改訂
- 令和8年4月 能登半島地震や奥能登豪雨の経験を踏まえ改訂

【令和8年4月改訂の主な内容】

- (1) 平常時における準備（第2章）
 - ✓ 平常時における地方公共団体の連携強化に関する記載を拡充
 - ✓ 住民、ボランティア、建築物等の所有者等向けの石綿に係る周知チラシ例を掲載
- (2) 災害発生時の応急対応（第3章）
 - ✓ 石綿の露出が確認された建物の応急措置について、建築物等の所有者等による対応及び関係行政機関の対応について記載を拡充
- (3) 調査・計画・届出（第5章）
 - ✓ 公費解体の留意事項として、石綿が露出している建築物等については、可能な限り優先順位を上げて早期に解体に着手することを記載

4

3.三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル

令和2年の大気汚染防止法の改正や令和5年の国の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂をふまえ、「**三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル**」を策定(令和8年1月)

目 的

災害時の石綿飛散防止についての基本的な実施事項及び実施主体等を定め、関係部署が平常時から密接に連携し、災害時における迅速な対応を図ることにより、県民の安全・安心を確保すること。

構 成

- ・ 第1章 総則
- ・ 第2章 平常時における準備
- ・ 第3章 災害発生時の対応
- ・ 第4章 復旧・復興時の対応
- ・ 第5章 環境モニタリング

5

3.三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル

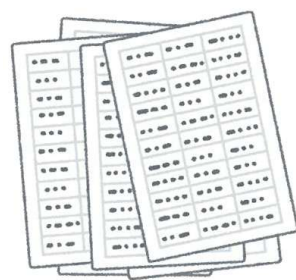
①平常時の準備

- 石綿を使用している可能性のある建築物に関する**情報の収集・整理**

石綿使用建築物リスト

- ・ アスベスト調査台帳
- ・ 公共施設の石綿使用状況調査で「石綿あり」とされた建物
- ・ 大気汚染防止法の届出で「囲い込み」「封じ込め」がされた建物
- ・ 建築年代、構造、地域から石綿が使用されている可能性のある建物

- 災害復旧作業の従事者等に対し、建築物等における石綿の要注意施工箇所や石綿ばく露の危険性、防じんマスクの着用等について、**注意喚起できる体制の整備**



県民・ボランティアのみならずへ

災害時の石綿（アスベスト）飛散・ばく露防止対策のお願い

災害が発生した時は、石綿（アスベスト）を含んだ建材を使用している建築物等の損壊・損傷に伴って、石綿が飛出し、飛散するおそれがあります。被災建築物による石綿の飛散に注意してください。

石綿（アスベスト）とは

石綿（アスベスト）を吸いすると、肺がんや中皮腫等の健康被害を引起こすおそれがあります。石綿を含む建材は、築年数の古い建物の様々な箇所に使用されている可能性があります。特に、石綿を含む吹き付け材や保温材等は、飛散性が高いため、注意が必要です。



被災建築物付近で作業を行う際の留意事項

石綿から身を守るために・・・



災害時の応急措置

石綿を含んだ建材を使用している建築物等の所有者・管理者の方は、石綿の**露出状況を確認**してください。石綿が飛散するおそれがある場合は、応急措置として、作業者の安全を確保したうえで、**飛散・ばく露防止措置**を講じてください。

【応急措置の例】

1. 発生 びニールシート等によって飛散防止を図る
2. 発生・漏洩防止 水・薬液等の散布を行い、塩酸化・塩酸化等の措置を行う
3. ばく露防止 散水・養生等を行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐため、対象建築物の周囲をコーティングなどによって区切り、立ち入り禁止とする

【飛散防止措置の例】



相談窓口

石綿が露出している場合は、下記の相談窓口へご連絡ください。

機関名	管轄する地域	住所	電話	ファックス
三重県防災総務課	いなべ市、桑名市、本郷町、桑名町	〒511-8567 桑名市南5-71 (桑名市庁舎2階)	0594-24-3624	0594-24-3795
四日市市環境防災総合事務所	四日市市	〒510-8511 四日市市東2-21-5 (四日市市庁舎2階)	059-352-0593	059-352-0553
津市環境防災課	津市	〒515-8505 津市南東5-446-3 (津市庁舎2階)	059-354-8189	059-354-4412
鈴鹿市環境防災課	鈴鹿市、亀山市	〒513-8505 鈴鹿市南東5-117 (鈴鹿市庁舎2階)	059-382-8675	059-382-4792
美濃志摩地域防災総合事務所	津市、多賀町、伊賀市、大台町	〒514-8567 津市南東118 (津市庁舎2階)	059-223-5083	059-227-3170
南勢志摩地域防災総合事務所	伊賀市、亀山市、志摩市、桑名市、大台町、伊賀市、大台町	〒516-8566 伊賀市南東5-230-2 (伊賀市庁舎2階)	0596-27-5405	0596-27-5255
伊賀市環境防災課	伊賀市	〒518-8511 伊賀市南東5-2802 (伊賀市庁舎2階)	0595-24-8078	0595-24-8010
紀勢地域防災局	尾花町、紀北町	〒519-8505 尾花町南東5-1 (尾花町庁舎2階)	0597-23-3468	0597-23-3130
紀勢地域防災局	尾花町、御前町、紀北町	〒519-8511 尾花町南東5-371 (尾花町庁舎2階)	0597-85-6937	0597-85-6107

問い合わせ先

三重県環境衛生部環境共生局・水環境課
三重県庁市広明町13番地 TEL:059-224-2380

県民・ボランティア向け注意喚起チラシ

6

3.三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル

②災害発生時の対応

- 県民、作業員、ボランティア等の災害復旧を行う方に対する速やかな**注意喚起**(チラシ配布等)
- 建築物の被災状況や**石綿の露出状況の調査**
- 石綿の飛散のおそれがある建築物等の管理者に対し、**飛散防止措置**や**立入禁止措置**を講じるよう要請



③復旧・復興時の対応

- やむを得ず石綿含有建材を予め除去せずに散水等を行いながら解体を実施する際の**適切な指導**

④環境モニタリング

- 石綿飛散によるばく露が懸念される地域における大気中の**石綿濃度のモニタリングの実施**
- モニタリング結果を**住民へ周知**(県HPに掲載など)

市町、県関係部局との連携を深め、体制整備を図る